

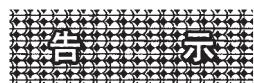
「 河川改良事務所長

」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県収用委員会告示第1号

長野県収用委員会運営規程（昭和54年長野県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県収用委員会

第6条中「企画振興部地域振興課」を「企画振興部総合政策課」に改める。

第7条中「企画振興部地域振興課」を「企画振興部総合政策課」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 総合政策課長

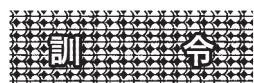
(2) 総合政策課長補佐

第7条第3号中「第4条の10第8号」を「第4条の5第13号」に改め、同条第4号中「第4条の10第9号」を「第4条の5第14号」に改める。

第8条（見出しを含む。）及び第19条第2項中「地域振興課長」を「総合政策課長」に改める。

別表第2中「地域振興課長」を「総合政策課長」に改める。

地域振興課



長野県訓令第3号

本 庁 内 部 部 局
現 地 機 関
労 勤 委 員 会 事 務 局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

第27条中「人事課長」を「総務部コンプライアンス・行政経営課長（以下「コンプライアンス・行政経営課長」という。）」に改める。

第28条、第29条第2項及び第37条中「人事課長」を「コンプライアンス・行政経営課長」に改める。

人 事 課

長野県訓令第4号

本 庁 内 部 部 局
会 計 局
現 地 機 門
教 育 機 門
警 察 署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

1中「千曲川流域下水道事務所総務係長 名古屋事務所次長」を「名古屋事務所次長」に改める。

人 事 課

長野県訓令第5号

本 庭 内 部 部 局
現 地 機 門
職 務 に 専 念 す る 義 務 の 特 例 に 関 す る 訓 令 (昭 和 61 年 長 野 県 訓 令 第 9 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 平 成 31 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の長野県土地開発公社の項中「総務理事」を「副理事長 総務理事」に改め、同表の一般財団法人長野県文化振興事業団の項の次に次のように加える。

公益財団法人サイトウ・キネン財団

理 事

本則の1の表の長野県次世代ヘルスケア産業推進協議会の項中

「 副会長 」 を 「 副会長 事務局長 事務局次長 」 に改

め、同表の長野県観光土産品公正取引協議会の項を削り、同表の信

州キャンペーン実行委員会の項中 「 委員 事務局長 」 を

「 委員 」 に改め、同表の「スノーリゾート信州」

プロモーション委員会の項の次に次のように加える。

「ツーリズムEXPOジャパン」合同出展実行委員会

会 長

公益社団法人日本観光振興協会関東支部

評 議 員

本則の1の表の上信越国際観光テーマ地区推進協議会の項の次に次のように加える。

一般社団法人関東観光広域連携事業推進協議会

理 事

広域連携観光地域づくり実行委員会

委 員

長野県インバウンド推進協議会

副 会 長

本則の1の表の長野県農業改良協会の項を削り、同表の公益財団

法人長野県農業開発公社の項中「評議員」を「評議員 参与」に改め、同表の長野県都市施設協会の項の次に次のように加える。

信州橋梁メンテナンス支援協議会	委員 幹事
-----------------	-------

本則の1の表の長野県砂防ボランティア協会の項中

「事務局長」	を 「事務局員」	に改め、同
--------	----------	-------

表に次のように加える。

防火設備検査推進協議会	顧問
-------------	----

本則の2の表の公益財団法人長野県農業開発公社支所の項及び本則の5の表の地方農作業安全協会の項を削る。

人 事 課

長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程(平成20年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

別表第1の危機管理部の項中

「総務係 消防係 情報通信係」	を
「総務・通信係 消防係」	に改め、同表の企

画振興部の項中「地方創生・計画係 調整・分権係」を「土地対策係」に、「管理係 地域情報化係」を「管理係」に、

市町村課	行政係 財政係 税制係 選挙係
地域振興課	地域企画係 活力創出係 土地対策係

を

地域振興課	地域連携支援係 活力創出係
市町村課	行政係 財政係 税制係 選挙係

に改め、同表の総務部の項中

「財政企画係 財政調査係 交付税係 公債係」	を
「企画係 資金係 予算第一係 予算第二係」	に改め、同表の県

民文化部の項中「こども福祉係 保育係」を「保育係」に改め、同表の産業労働部の項中「企画経理係」を「経理係」に改め、同表の

「観光部の項中 「総務係 企画経理係 山岳高原観光係」	を
-----------------------------	---

「山岳高原観光係 企画経理係」	に改め、同表の建設部の項中「企画係 建築技術係」を「建築管理係 建築企画係」に改める。
-----------------	---

別表第4の諒訪地域振興局の項中「水利防災係 基盤整備係」を「水利・基盤整備係」に改め、同表の中央児童相談所 松本児童相談所の項中「支援第三係」を「支援第三係 家庭養育推進係」に改め、同表の千曲川流域下水道事務所の項を次のように改める。

千曲川流域下水道事務所	総務課	総務係
-------------	-----	-----

人 事 課

長野県訓令第7号

本庁内部部局
現地機関

兼務に関する規程(平成20年長野県訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の1の項中「消防課 総務係長」を「消防課 総務・通信係長」に、	「企画振興部 総合政策課 同」	を
---------------------------------------	-----------------	---

「企画振興部 総合政策課 総務係長」	に、「財政調査係長」を「予算第二係長」に、	「産業労働部 産業政策課 同」
--------------------	-----------------------	-----------------

「産業労働部 産業政策課 課長補佐 (所属長が指定したものに限る。)」	に改め、同表の2の項を次のように改める。
-------------------------------------	----------------------

2	危機管理部	消防課	課長補佐			
	企画振興部	地域振興課	同			
	総務部	人事課	同			
	同	コンプライアンス・行政 経営課	課長補佐 (所属長が指定したものに限る。)			
	同	財政課	課長補佐			
	県民文化部	文化政策課	同			
	健康福祉部	健康福祉政策課	同			
	環境部	環境政策課	同			
	産業労働部	産業政策課	課長補佐 (所属長が指定したものに限る。)			
	観光部	山岳高原観光課	課長補佐			
	農政部	農業政策課	同			
	林務部	森林政策課	同			
	建設部	建設政策課	同			
	同	技術管理室	主任専門指導員			

「 産業労働部 産業政策課 同 を 産業労働部 産業政策課 課長補佐 (所属長が指定したものに限る。) に、「総務係長」」

を「課長補佐」に、「 農政部 農業政策課 課長補佐 」を「 農政部 農業政策課 同 」に改め、同表の4の項中

「 企画振興部 総合政策課 企画幹 を 企画振興部 総合政策課 総合調整幹 企画幹 に、」

「 同 市町村課 課長補佐
同 同 行政係長
同 同 財政係長
同 同 税制係長
同 同 担当係長
同 同 主査、主任及び主事
同 地域振興課 課長補佐
同 同 地域企画係長
同 同 活力創出係長
同 同 担当係長
同 同 主査、主任及び主事 」

「 同 地域振興課 課長補佐
同 同 地域連携支援係長
同 同 活力創出係長
同 同 担当係長
同 同 主査、主任及び主事
同 市町村課 課長補佐
同 同 行政係長
同 同 財政係長
同 同 税制係長
同 同 担当係長
同 同 主査、主任及び主事 」

に、「楽園信州・移住推進室」を「信州暮らし推進課」に、

「 総務部 人事課 企画幹 を 総務部 人事課 課長補佐 に、「財政企画係長」を「企画係長」に、「財政調査係長」を「資金係長」に、「交付税係長」を「予算第一係長」に、「公債係長」を「予算第二係長」に改め、同表の7の項中

総務部	人事課	企画幹（所属長が指定したものに限る。）	総務部人事課行 政監察員	
同	同	課長補佐（所属長が指定したものに限る。）	総務部人事課職 員相談員	総務部コンプ ライアンス・ 行政経営課
同	同	担当係長	総務部コンプ ライアンス・行政 経営課コンプ ライアンスリーダー	
総務部	コンプライア ンス・行政經 營課	課長補佐（所属 長が指定したも のに限る。）	総務部人事課職 員相談員	
同	同	担当係長	総務部コンプ ライアンス・行政 経営課コンプ ライアンスリーダー	
同	同	主査、主任及び 主事	総務部コンプ ライアンス・行政 経営課行政監察 員	総務部人事課

を

総務部	コンプライアンス・行政経営課	企画幹（所属長が指定したものに限る。）	総務部コンプライアンス・行政経営課コンプライアンスリーダー
同	同	課長補佐（所属長が指定したものに限る。）	総務部コンプライアンス・行政経営課行政監察員
同	同	担当係長	—
同	同	主査、主任及び 主事	総務部コンプライアンス・行政経営課職員相談員

「に、	觀光部	山岳高原觀光課	總務係長
	農政部	農業政策課	課長補佐

「観光部 山岳高原観光課 同」、「農政部 農業政策課 同」に、「総務部コンプライアンス・行政経営課コンプライアンスリーダー」を、「行政経営課コントライアンス・スリーダー」を、「総務部コンプライアンス・行政経営課職員相談員」に改め、同表の10の項中「生活産業係長」を「産業保安係長」に、「総務係長」を「山岳高原観光係長」に改め、同表の11の項中「県民文化部こども・家庭課」を「県民文化部児童相談・養育支援室」に改め、同表の10の項中「生活産業係長」を「産業保安係長」に、「総務係長」を「山岳高原観光係長」に改め、同表の11の項中

に改め、同表の12の項中「専門指導員（所属長が指定したものに限る。）」を「副主任専門指導員」に改め、同表の14の項中

「建設部 建築住宅課 主任専門指導員
同 同 建築技術係長」を「建設部 建築住宅課 建築管理係長」改め、同表の15の項中
総務部コンプライアンス・行政経営課コンプライアンスリーダー

「
総務部コンプライアンス・行政経営課コンプライアンスリーダー
総務部コンプライアンス・行政経営課職員相談員
」

に改め、同表の備考の1中「3」を「2、3」に改める。

本則の2の表の女性相談センターの項の前に次のように加える。

県民文化部児童相談・養育支援室	県民文化部子ども支援センター
-----------------	----------------

本則の6を本則の7とし、本則の5を本則の6とし、本則の4の表の県民文化部こども・家庭課の項から中信県税事務所の項までを削り、同4を本則の5とし、本則の3を本則の4とし、本則の2の次に次のように加える。

3 県税事務所に勤務を命ぜられた職員のうち、県税の徴収に従事することを命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、他の県税事務所に兼務を命ぜられたものとする。

人事課

長野県訓令第8号

本庁内部部局
現地機関

企業出納員の任免を次のように定めます。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県流域下水道事業財務規則第2条に定める本庁及び所の企業出納員の任免

長野県流域下水道事業財務規則（平成31年長野県規則第33号）に規定する本庁及び所に勤務する職員のうち、平成31年4月1日以降次のとおり命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、兼ねて企業出納員を命ぜられたものとする。

1 次の職に命ぜられた者

環境部環境政策課長 環境部環境政策課課長補佐（代決権を有するものに限る。） 環境部環境政策課企画経理係長 環境部生活排水課業務係長 千曲川流域下水道事務所総務係長

2 次の所にあっては、当該機関に勤務する職員のうちから所の長が命じた者

諏訪湖流域下水道事務所 犀川安曇野流域下水道事務所

人事課

長野県訓令第9号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員安全衛生管理規程（平成元年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

目次中「職員健康審査会」を「職員健康審査員」に改める。

第2条第1号中「第2条第3項」を「第2条」に改める。

第10条第3項中「、同表の中欄に掲げる者をもって充て」を削り、同項の表を次のように改める。

左欄	右欄
本庁	本庁及び県外に所在する現地機関
現地機関	別に定める現地機関

第13条第4項中「委員は、」の次に「産業医及び」を加える。

第14条第3項中「10人」を「12人」に改め、同条第4項中「委員は、」の次に「産業医及び」を加える。

第20条第1項中「の規定による職員健康審査会」を「に規定する職員健康審査員」に改め、同条第2項中「添えて、」を「添え、主管課を経由して」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 診断書（様式第5号）

第20条第3項中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第22条第2項中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

第23条第1項中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第9号」に改める。

第24条第1項中「様式第9号）により」を「様式第10号）により主管課を経由して」に改め、同条第2項中「様式第10号）により」を「様式第11号）により主管課を経由して」に改め、同条第3項中「様式第11号）により」を「様式第12号）により主管課を経由して」に改める。

第3章第2節の節名を次のように改める。

第2節 職員健康審査員

第26条の見出しを「（職員健康審査員の設置）」に改め、同条第1項中「審議」を「審査」に、「職員健康審査会」を「職員健康審査員」に、「審査会」を「審査員」に改め、同条第2項中「審査会」を「審査員」に、「審議」を「審査」に改め、同項第1号中「の復職」を「が復職する場合の健康管理区分の変更」に改め、同項第2号中「前項」を「前号」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「委員」を「審査員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項から第8項までを削り、同条第9項中「委員長は、審議結果を速やかに」を「審査員は、審査結果を速やかに健康管理区分の変更等に関する意見書（様式第13号）により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第10項を削る。

別表第2中「、治療を」を「、医療を」に、「、治療又は定期的な観察指導」を「、医療」に、「医師による治療又は定期的な観察指導」

を「医療」に、

治療継続

を

医療継続

に、「治療継続を」を「医療継続を」に、「医師による治療」を「医療」に、

要治療

を

要医療

に、「治療又は観察指導」を「医療」に、「治療及び定期的な観察指導の必要のない」を「医療を必要

としない」に改める。

様式第1号中「衛生管理者選任報告書」を「安全管理者選任報告書」に改める。

様式第3号中「平成」を削り、「医師の診断書」を「診断書（様式第5号）」に改める。

「
様式第4号中 総括安全衛生管理者 様 を 総括安全衛生管理者 様 に、
」

「

職・氏名
生年月日・年齢

」を

「

職・氏名

」に改める。

「
様式第11号中 総括安全衛生管理者 様 を 総括安全衛生管理者 様 に改め、同様式を様式第12号とする。
」

「
様式第10号中 総括安全衛生管理者 様 を 総括安全衛生管理者 様 に改め、同様式を様式第11号とする。
」

「
様式第9号中 総括安全衛生管理者 様 を 総括安全衛生管理者 様 に、
」

「

氏名	職員番号
----	------

」を

「

職・氏名	職員番号
生年月日	性別 男・女

」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第8号中

職・氏名	
生年月日・年齢	年 月 日 生 歳

を

」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第7号中「所属長 殿」を「所属長 様」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第6号中「

職・氏名		生年月日	・	・	性別	男・女
------	--	------	---	---	----	-----

」を「

職・氏名	
------	--

」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号を様式第6号とし、様式第4号の次に次の様式を加える。

(様式第5号) (第20条関係)

診断書

氏名 _____

生年月日 _____

診断名 _____

医師の意見（※休職から職場復帰する場合にご記入ください。）

発症から初診までの経過	
治療経過	
業務に影響を与える症状及び薬の副作用の可能性等も含めた現在の状態	
疾病の再燃・再発防止のために必要な就業上の配慮に関する意見	
その他の	

年 月 日

医療機関名

医師名

印

様式第12号の次に次の様式を加える。

(様式第13号)(第26条関係)

健康管理区分の変更等に関する意見書

年月日

所 属 名		氏 名	
傷 病 名			
意 見			
審 査 員 氏 名	印		

職員課

長野県訓令第10号

本府内部部局
現地機関

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

別表中「地域振興課長」を「総合政策課長」に、

「千曲川流域下水道事務所長」を「流域下水道事務所長」に改める。

情報公開・法務課

「労働雇用課
営業局

「労雇
営業」に改め、同

1の観光部の項中

「山岳高原観光課信州ブランド推進室
観光誘客課」山觀ブ
観誘」を

「観光誘客課」観誘」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第57条第2号の改正規定は、同年7月1日から施行する。

情報公開・法務課

長野県訓令第11号

本府内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

第12条及び第57条第2号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第3の1の企画振興部の項中

「広報県民課」広」を

「先端技術活用推進課
広報県民課」先広」に、

「市町村課
地域振興課
地域振興課楽園信州・移住推進室」市町村
地振
地振樂」を

「地域振興課
市町村課
信州暮らし推進課」地振
市町村
信暮」に改め、同

1の県民文化部の項中

「こども・家庭課」こ家」を

「こども・家庭課
こども・家庭課児童相談・養育支援室」こ家
こ家児」に改め、同

1の産業労働部の項中

「産業政策課
産業政策課産業戦略室」産政
産政戦」を

「産業政策課」産政」に、

「労働雇用課」労雇」を

本府内部部局
現地機関
企業局本府
教育委員会事務局
教育事務所
警察察本部
警察察署

長野県男女共同参画推進本部設置規程（平成13年長野県訓令第1号、長野県公営企業訓令第1号、長野県教育委員会訓令第1号、長野県警察本部訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一
長野県公営企業管理者
小林透
長野県教育委員会
長野県警察本部長

伊藤泰充

第3条第4項中「委員は」の次に「、危機管理監、女性活躍推進監、産業政策監、信州ブランド推進監」を加える。

人権・男女共同参画課

長野県訓令第13号

長野県公営企業訓令第2号

長野県教育委員会訓令第6号

長野県警察本部訓令第11号

本 庁 内 部 部 局
 現 地 機 関
 企 業 局 本 庁
 教 育 委 員 会 事 務 局
 教 育 事 務 所
 県 立 学 校
 警 察 本 部

長野県人権施策推進協議会設置規程（平成16年長野県訓令第1号、長野県公営企業訓令第1号、長野県教育委員会訓令第1号、長野県警察本部訓令第1号）の一部を次のよ

うに改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県公営企業管理者

小林透

長野県教育委員会

長野県警察本部長

伊藤泰充

第3条第4項中「委員は」の次に「、危機管理監、女性活躍推進監、産業政策監、信州ブランド推進監」を加える。

人権・男女共同参画課

長野県訓令第14号

環境部

流域下水道事務所

長野県流域下水道事業財務公印規程を次のように定め、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県流域下水道事業財務公印規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県流域下水道事業財務に関する公印の種類、寸法、ひな形、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類、寸法及びひな形並びに管守者)

第2条 公印の種類、寸法及びひな形並びにその管守者は、別表のとおりとする。

2 公印の管守者は、公印管守の責めに任じなければならない。

(公印取扱者)

第3条 公印の管守者は、公印の取扱いを厳正にするため、公印の取扱者を定めておかなければならない。

(公印台帳等)

第4条 公印の管守者は、公印を新調し、若しくは改刻したとき又は使用しなくなったときは、その旨を生活排水課長に通知しなければならない。

2 生活排水課長は、公印台帳（別記様式）を備え、前項の規定による通知を受けたときは、公印台帳に所定の事項を登載しておかなければならぬ。

(公印の使用)

第5条 公印を使用しようとするときは、公印の取扱者に、当該原議及び净書文書を示して、その承認を受けてから、押印しなければならない。

(公印の盗難等の場合の処理)

第6条 公印の管守者は、公印の盗難、紛失又は偽造があったときは、直ちにその旨を上司に報告し、指示を受けなければならない。

(使用しなくなった印形の取扱い)

第7条 公印の管守者は、改刻等により使用しなくなった印形を速やかに生活排水課長に引き継がなければならない。

2 生活排水課長は、前項の引継ぎがあったときは、当該印形を10年間保存するとともに、公印台帳から当該公印に係る部分を除き、これを別に廃止公印台帳としてつづっておかなければならぬ。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は別に定める。

(別表)(第2条関係)

公印	管守者	寸法 (単位mm)	ひな形(字体は、かい書)
生活排水課(流域下水道事務所)企業出納員印	企業出納員	方20	長野県環境部 生活排水課 (何事務所) 企業出納員印
流域下水道事務所現金取扱員印	現金取扱員	方20	長野県 (何事務所) 現金取扱員印

(別記様式)

公印台帳

印 影	
管守責任者(職氏名)	
届出年月日	年 月 日
使用開始年月日	年 月 日
改刻年月日	年 月 日
改刻理由	
廃棄年月日	年 月 日
付記	

生活排水課